

インドにおける代理人 PE の最新動向

(2018年10月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地 KPMG に作成委託し、2018年10月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび KPMG は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KPMG が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所
E-mail：IND@jetro.go.jp

JETRO

目次

はじめに	1
1. 従来の代理人 PE 認定要件.....	1
2. 2018 年財政法における修正案.....	1
3. MLI : BEPS 防止措置実施条約について	2
4. 「主要な役割 (Principal Role) 」とは.....	2
おわりに.....	3

インドにおける代理人 PE の最新動向

はじめに

インドの 2018 年財政法において、代理人 Permanent Establishment（以下、PE）リスクが高まる可能性のある修正が提案された。これにより、従来の要件を満たしていたとしても、代理人 PE リスクが発生する可能性がある。

PE 認定された場合、法的・制度的な形態にかかわらず、税務上はインドにおいて課税主体があるとみなされ、法人税の申告義務が生じる。以下で、従来の考え方や提出された修正案の留意点、ケーススタディを中心に解説する。

1. 従来の代理人 PE 認定要件

外国企業のためにインド国内で行動する個人/企業は、以下の要件をすべて満たす場合に代理人 PE と認定される。

- 独立代理人でなく、外国企業のみに従属する代理人として存在する。
- 外国企業の代理人として以下の業務を日常的に行っている。
 - ✓ 契約の締結
 - ✓ 製商品の保管
 - ✓ 受注の確定

2. 2018 年財政法における修正案

BEPS 防止措置実施条約（以下、MLI¹）に沿ったかたちで代理人 PE の範囲を拡大する以下の提案がなされている。

- 契約の締結に繋がる主要な役割を代理人が担う場合、当該代理人に対して代理人 PE が認定される。
- MLI が有効になる、またはインド租税条約が修正された場合、当該修正案が採用される。
- MLI が適用開始になるまでは、従来の租税条約の規定が適用可能。

¹ Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent Base Erosion And Profit Shifting

3. MLI : BEPS 防止措置実施条約について

MLI では、以下の要件を満たす個人/企業は、代理人 PE と認定される。

- ✓ 外国企業のために日常的に契約締結に従事している。
- ✓ 外国企業による重要な変更などが加えられず、日常的に契約の締結に繋がる主要な役割を担っている。

ただし、独立代理人は PE と認定されない。なお、専属または、ほとんど専属で関連企業のために行動する個人/企業は、独立代理人とはみなされない点に留意が必要である。

2018 年財政法では PE 認定が強化されているが、MLI がインドで適用されるまでは租税条約が優先するため、当該財政法は機能しない。MLI がインドで適用後は、MLI と国内法（2018 年財政法）の規定が一致するため、これが優先適用されることになる。

4. 「主要な役割 (Principal Role)」とは

2018 年財政法では、契約の締結に繋がる「主要な役割 (Principal Role)」を代理人が担う場合、当該代理人に対して代理人 PE が認定される、としている。この「主要な役割」の具体的な例は以下のとおり。

- 契約の締結に関する実務をインド国内の代理人が行っている。
- 外国企業とインド企業の間で締結された基本取引契約に基づき、インド国内の代理人が注文を受けている場合、代理人 PE が認定される可能性が高い
- 関連企業のために専属または、ほとんど専属で事業を行う代理人は、代理人 PE が認定される可能性が高い。
- インド国外で外国企業が契約の承認、署名を行うことは、代理人 PE 認定上、重要ではない。

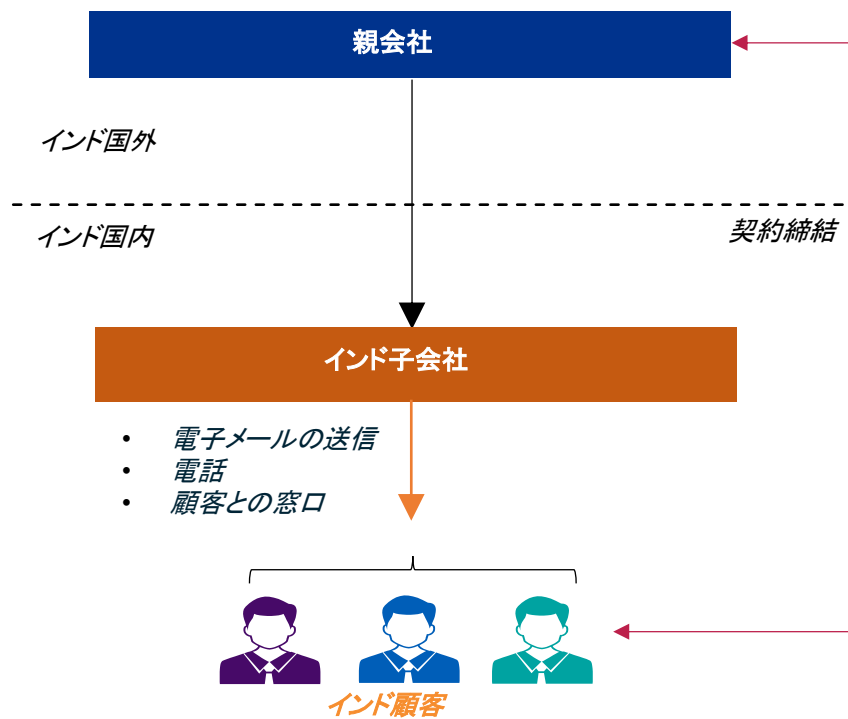
なお、BEPS の行動指針 7 では代理人 PE の定義の拡張について、以下のとおり提案している。

代理人が契約を締結する権限を有し、これを反復して行使する場合や、契約の締結に繋がる主要な役割を反復して果たす場合、および外国企業の委託者により契約に重要な変更などが加えられない場合、外国の委託者は（契約締結国に）PE を有するとみなされる。

上記をふまえると、代理人 PE 認定に繋がる可能性がある契約形態としては、以下が挙げられる。

- コミッション手数料に基づく契約
- マーケティングサポート契約

ケーススタディ



上記図表のようなかたちで、インド子会社が親会社のサポートを実施している場合、従来は契約締結に関する権限がない場合や、複数の委託者のために代理店行為を行う場合は、代理人 PE と認定されるリスクは少なかった。

一方、MLI 適用後は、契約締結の権限を有していないものの、契約締結に向けた主要な役割を担っている場合は代理人 PE と認定されるリスクが発生する。なお、緊密な関係にある複数の委託者の存在のみでは、独立代理人として判定されず、代理人 PE と認定されるリスクは残る。

おわりに

上述のように、代理人 PE リスクが高まる機運があるため、以下について留意する必要がある。

- 外国親会社、インド子会社、インド顧客間のコミュニケーションの文書化
- インド子会社の従業員が有する権限の状況
- インド顧客と契約を締結する際の外国親会社の役割の重要性

これら留意点に対応するため、以下の対応が必要だと考える。

- 外国会社の PE 認定リスクを評価するための、海外グループ会社との既存契約書のレビュー
- ほかのビジネス・モデルの評価 – 売買契約、High Sea Sales（公海上での商取引）、コミッションモデルの検討
- 権限のある当局への照会

PE の範囲については解釈に委ねられる余地があるが、インドの税務当局は積極的に PE の定義を拡大解釈する傾向があり、納税者に不利な指摘がなされるケースが散見されるため、早期検討が望ましいと考える。